

令和 3 年 6 月 16 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

区再編推進事業本部
企画調整部企画課
総務部人事課
市民部市民協働・地域政策課

区再編における市民サービス、住民自治の基本的な考え方について

◆配付資料◆

- 資料に対する質問事項・追加要求資料

- 別紙 1 : 区役所・行政センター・区役所支所での主な取扱い業務
- 別紙 2 : 職員数の試算の考え方
- 別紙 3 : 再編後の職員数の試算について
- 別紙 4 : 地域固有事務について
- 別紙 5 : 区再編の効果、メリット・デメリットについて
- 別紙 6 : 防災について
- 別紙 7 : 区割り案ごとの区役所、行政センター等の配置地図
- 別紙 8 : 業務関連イメージ
- 別紙 9 : 浜松市のコンビニ交付サービスについて

参考資料 : 浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例

■資料に対する質問事項・追加要求資料

1 質問事項

○自由民主党浜松

No.	資料名	項目	内容	回答	担当課
1	資料1 資料3	組織について	<ul style="list-style-type: none"> 行政センターの組織の詳細 児童相談所長、教育委員会、土木部などの現場の見解は反映されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政センターは、区役所の課相当の出先組織とする。別紙1のとおり。 それぞれの部局に意見を聞き、その意見を反映している。 「検討中」としていた消防については、7消防署、18出張所、1ヘリポート体制を継続する。 	人事課
2	資料1	職員数	<ul style="list-style-type: none"> 各区役所、行政センターの予定配置職員数 各課の予定配置職員数 区の組織、福祉事務所、保健センター、土木整備事務所の職員数の積算根拠 	<ul style="list-style-type: none"> 別紙2、3のとおり。 	人事課
3	資料1	削減職員数と削減額	削減職員数の詳細と根拠		
4	本文	区役所〇〇支所	地域固有事務とは何か	<ul style="list-style-type: none"> 別紙4のとおり。 	市民協働・地域政策課
5	本文	協働センター	地域づくり機能強化とは何か	<ul style="list-style-type: none"> 協働センターにコミュニティ担当の正規職員を1人増員し、地域の声を広く拾い上げる。 コミュニティ担当が2人になることで、コミュニティの継続性も確保。 	市民協働・地域政策課
6	資料2	市民サービスセンター	市民サービスセンターの機能強化は行わないのか	<ul style="list-style-type: none"> 現状の103業務は区役所を含む全取扱件数の約80%に達しておりサービス体制は十分整っている。 機能強化する場合は住民のニーズや生活動線などを勘案し、必要に応じて検討。 	市民協働・地域政策課
7	資料3	土木整備事務所	2区案・3区案の場合の土木整備事務所設置位置の考え方及び出先Gの業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 事務所の数及びその所管区域は、原則として区に合わせるが、2区案の場合における現行の中区を中心とする区については、所管する面積が広大となるため、2つの事務所を設置する。 事務所の位置は、原則として現在の事務所や出先グループの設置場所 	人事課

				<p>を活かして設置することとするが、この再編にあわせ、近年の風水害災害の発生状況を勘案し、災害時への対応に見合った事務所の配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木整備事務所の業務は、主に道路等の①整備、②維持修繕、③管理になるが、以下のとおりの事務分担とする。 ◎土木整備事務所…「整備」「維持修繕」「管理」 ◎出先グループ…「維持修繕」「管理」 	
8	資料4	区協議会と地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・3区案・4区案の場合、区協議会を設置し、附属機関の地域協議会を設置しないこととしているが、その理由 ・2区案の場合、区協議会を設置せず、旧7区単位で附属機関の地域協議会の設置としているが、その理由は ・3区・4区案を一体的に捉えているが、その考え方は ・住民自治はどのように考えているのか ・案ごとの協議会・地域協議会の委員総数は、2区案:175人、3区案:75人、4区案:100人となるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針において、同目的の機関は設置できない。 ・合併後の区協議会、地域協議会の併存時は、役割分担が不明確であった。 ・地域協議会は主に合併調整事務の協議を行い平成23年度末廃止。 ・2区案の場合は、1つの区が広大な地域になり、地域の声が届きにくくなる懸念があることから、旧7区単位で地域協議会を設置するもの。 ・3区案の場合でも旧7区単位での地域協議会の設置が可能。4区案は旧7区の分断が多すぎるので旧7区単位の設置は困難のため新区単位で設置。 ・広大な区域を抱えることとなる2区とそれ以外の3、4区を例として分けたもの。 ・協議会を考える上で地自法では住民自治を「住民の主体的な参加と住民相互の協働活動を通じて、多様な意見を調整しながら身近な地域づくりを行うもの」としている。 ・地方自治を行うにあたり、住民参加で行われる区協議会や地域協議会は重要な組織である。 ・特に本市の住民自治の核をなす自治会の役員は、地域の声を市政に反映させるための協議会メンバーとして欠かせない。 ・その通り（2区案：25人×7、3区案：25人×3、4区案：25人×4） 	市民協働・地域政策課

			<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法 138 条の 4 に基づく地域協議会を設置する場合に、条例の内容は区協議会条例と同様か 	<ul style="list-style-type: none"> ・同様。 	
9	—	区再編の効果	提出資料における「区再編の最大メリット・売りポイント」はどのようなもので、それが住民にとってどのような効果が発揮できるのか。これまでとどこがどう違うのか	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 5 のとおり。 	区再編推進事業本部
10	資料 1	事務削減効果額	<ul style="list-style-type: none"> ・削減項目と算出根拠 ・増額が見込まれるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・区選挙管理委員会委員報酬が大半で、その他は選挙に係るコピー料等の事務経費（令和元年度決算額を基に算出）。 ・現時点で確定的に削減が見込まれる選挙に係る費用のみ計上しているため、増額（削減額が増加）することも考えられる。 	区再編推進事業本部
11	資料 1	必要経費	<ul style="list-style-type: none"> ・区再編時の必要経費か。 ・継続的な行政コストの増加が見込まれるものがあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等整備：建物看板、街区表示板、道路案内標識等の取り替え システム改修：区の名称変更等に伴うシステム改修 施設移転：区役所の引っ越し費用 広報：区の名称変更及び再編に伴う市民サービスへの影響についての広報紙発行 ・上記のとおり再編に伴う一時的な経費を試算しており、そのほか、再編により機能強化するもの（資料 1 市民サービス向上に係る人件費）以外の継続的なコスト増はない。 	区再編推進事業本部

○創造浜松

No.	資料名	項目	内容	回答	担当課
1	資料 2	協働センター	合併時、浜北区内での公民館建設事業 2 か所のうち、赤佐地区公民館については、暫定的に一部市民サービスセンター機能を利用可能となったが、根本的には公民館（協働センター）建設設置の上、市民サービス機能を付加するべきと考えるがどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画で必要性から実施困難と整理されたもの。 	市民協働・地域政策課

2 追加要求資料

○自由民主党浜松

No.	項目	内容	回答	担当課
1	防災に関して	災害対策本部体制の詳細 防災、災害時の行政センターの役割	・別紙6のとおり。	人事課
2	地図	区役所、行政センター、土木事務所、福祉事務所、出先機関などの配置地図（6案ごと）	・別紙7のとおり。	区再編推進事業本部・人事課
3	行政手続き	行政センターの取扱い業務の詳細（区役所との違い）	・別紙1のとおり。	人事課
4	全体組織体系図	全体組織体系を可視化する、 ①本庁・区役所・行政センター・支所・協働センター・土木事務所等の業務相関イメージ図 ②それらをつなぐDX等のイメージ図	・別紙8のとおり。	人事課
		③全体組織（本庁・区役所・行政センター・支所・協働センター・土木整備事務所の位置図）	・別紙7のとおり。	
5	行政センター	住民投票時に説明したサービスの再確認資料	・区役所と同等の市民サービスを提供する。	区再編推進事業本部
6	職員数 組織	・組織図と部署ごとの配置人数の落とし込み資料 ・事業所地図への落とし込み資料	・別紙3、7、8のとおり。	人事課

○公明党

No.	項目	内容	回答	担当課
1	ICT	ICT（デジタル）のできる可能なサービスの提示（証明書や届け出について）	・別紙9のとおり。	市民生活課
2	区協議会 地域協議会	区・地域協議会のあり方提示（条例に基づく任意の協議会のあり方）	・条例で、いかようにも設定可能（参考資料）。	市民協働・ 地域政策課
3	地図	区役所、行政センター、土木事務所、福祉事務所、出先機関などの配置地図	・別紙7のとおり。	区再編推進 事業本部
4	メリット・デメリット	メリット・デメリット（区の再編による全体、天竜区の単独・複合化、市民サービス提供体制や住民自治に対する）	・別紙5のとおり。	区再編推進 事業本部
5	組織	行政センターと協働センターの所掌事務の内容提示	・別紙1、8のとおり。	人事課
6	組織	行政センターと協働センターの所掌事務のあり方提示		
7	相談業務	相談業務について（協働センターと地域包括支援センターでの相談業務のあり方など）提示	・協働センターでは各種相談業務を所掌していないが、来館者等から問い合わせがあったときには、所管窓口などへの取り次ぎのみを行っている。	市民協働・ 地域政策課

○日本共産党浜松市議団

No.	項目	内容	回答	担当課
1	職員	6案ごとに各区の職員数を現在と比較したもの	・別紙3のとおり。	人事課

区役所・行政センター・区役所支所での主な取扱い業務

別紙1

質問事項 自民浜松 No.1
 追加資料 自民浜松 No.3
 追加資料 公明党 No.5、6

現行の区役所業務			現状		再編後		
分野	業務名	業務の詳細	区役所	第1種協働センター	区役所	行政センター	支所
市民生活	防災	防災の拠点	●	●	●	●	●
	コミュニティ支援	支援の拠点	●	●	●	●	●
	文化・スポーツ	事業実施	●	●	●	●	●
	生涯学習	事業実施	●	●	●	●	●
地域振興	地域振興	事業実施	●	●	●	●	●
窓口	戸籍・住基	証明・交付	●	●	●	●	●
環境	環境保全	初期対応	北・浜北・天竜	天竜区	北・浜北・天竜	北・浜北・天竜	天竜区
	ごみ減量	コンポスト配布等	●	天竜区	●	●	天竜区
	廃棄物対策	不法投棄物の相談・一次窓口	●	天竜区	●	●	天竜区
産業	商工業	臨時運行許可等	●	北区・天竜区	●	●	北区・天竜区
	観光	施設管理等	●	—	●	●	—
福祉	生活保護	一次状況確認	●	天竜区	●	●	天竜区
	障害・高齢者福祉	申請受付・簡易相談	●	北区・天竜区	●	●	北区・天竜区
	児童福祉(保育)	簡易相談	●	北区・天竜区	●	●	北区・天竜区
		受付	●	—	●	●	—
	児童福祉(保育以外)	申請受付・簡易相談	●	北区・天竜区	●	●	北区・天竜区
家庭児童相談室	事業実施	●	—	●	●	—	
保険年金	介護保険	申請受付・簡易相談	●	●	●	●	●
	国民健康保険	申請受付・簡易相談	●	●	●	●	●
	年金	申請受付・簡易相談	●	●	●	●	●
保健	健康増進	事業実施	●	引佐・天竜区	●	●	引佐・天竜区

※網掛け部分は本庁組織が事務を執行

選挙	区選挙管理委員会	委員会の運営	●	—	●	—	—
----	----------	--------	---	---	---	---	---

職員数の試算の考え方

1 管理職員について

区長、各課長・課長補佐については、再編後の組織の数に見合った数となるため、その差の合計が削減数となる。

2区（行政センター5か所）の場合の例

区分	現行（7区）	再編後（2区）	削減数
区長	7人	2人	△5人
区振興課長	7人	2人	△5人
〃 課長補佐	7人	2人	△5人
⋮	⋮	⋮	⋮
行政センター所長	0人	5人	+5人
⋮	⋮	⋮	⋮

2 管理職以外について

①令和2年4月1日現在の事務分担表（※）を元に、以下の「削減率の考え方」の表による考え方に基づき区役所の各業務を分類し、業務ごとの人工数に削減率を乗じて各区役所の削減人工数を算出。

②それぞれの案ごとに、暫定的に統合先となる区役所を定め、統合先となる区役所の職員数（R2.4.1現在）に、統合される区役所の職員数から①による削減人工数を引いた人工数を足して職員数を試算。

※事務分担表

各課が所掌する事務分掌（業務）ごとに、担当する職員及びその人工数を表したもの。職員1人の人工数の合計は「1.0」となるよう割り振っており、各事務（業務）の業務量を示す表である。

○削減率の考え方

区分	削減率	考え方
A	0%	組織が統合されてもそのまま事務量が残るもの ① 特定の区だけで行っている固有の事務で、合区してもそのままの事務量が残るもの ② 協働センター等出先機関に配置されている職員 ③ 生活保護業務ケースワーカーなど、個々の職員が対象と1対1で事務処理を行うものであるため、組織が統合されても事務量が全く変わらないもの
B	10%	管理事務等は省力化できるもの ① 戸籍・住民基本台帳に係る事務など組織が統合されても事務量は変わらないが、一部の管理事務等について省力化が図られるもの ② 個別の文化施設・観光施設などの維持・管理業務
C	50%	スケールメリットが生じるもの ① 処理件数が増えても集中処理・電算処理等でスケールメリットを活かし事務量の増を抑えられと判断できるもの ② 支払いの単位や契約の件数などを集約でき事務処理件数自体を削減できるもの ③ 委託や補助事業の整理・統合を行うことで省力化が図られると考えられるもの
Z	100%	事務量が概ねなくなるもの ① 区長、副区長など区役所内での管理監督的業務や連絡調整・庶務的業務 ② 区の単位で取り組む区の総合計画など ③ 区選挙管理委員会など区がなくなれば連動してなくなるもの ④ 本庁や関係機関への取次ぎのみを行うもの

別紙3

質問事項 自民浜松 No.2、3
 追加資料 自民浜松 No.6
 追加資料 共産党 No.1

再編後の職員数の試算について

1 現行

R2.4.1現在	中区	東区	西区		南区	北区			浜北区	天竜区					計
			区役所	舞阪		区役所	引佐	三ヶ日		区役所	春野	佐久間	水窪	龍山	
職員総数	287	111	120		102	159			140	213					1,132
職員数	287	111	115	5	102	127	22	10	140	133	20	25	26	9	1,132
①②以外の課及び協働C	93	46	53	5	44	51	10	10	56	55	15	20	13	9	480
福祉事務所(①)	109	40	34		40	36			34	28					321
健康づくり課(②)	33	17	22		18	14	12		19	16	2	2	2		157
区役所 計	235	103	109	5	102	101	22	10	109	99	17	22	15	9	958
土木整備事務所	52	8	6			26			31	34	3	3	11		174

2 再編後

再編案No.2	A区									B区					計	R2との比較
	区役所	行政センター				支所				区役所	支所					
	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	舞阪	引佐	三ヶ日	天竜区	春野	佐久間	水窪	龍山		
職員総数	812									214					1,026	△ 106
職員数	456	61	64	55	44	55	5	58	14	139	21	26	19	9	1,026	
区役所・行政C・支所	172	23	22	24	17	18	5	10	10	54	15	20	13	9	412	管理職
福祉事業所	192	17	14	17	14	14				28					296	内訳
保健センター	34	14	22	14	13	15		10		16	2	2	2		144	管理職以外
土木整備事務所	58	7	6			8		38	4	41	4	4	4		174	△ 69

再編案No.3	A区					B区									計	R2との比較	
	区役所	行政センター			支所	区役所	行政センター			支所							
	中区	東区	西区	南区	舞阪	浜北区	北区	天竜区	引佐	三ヶ日	春野	佐久間	水窪	龍山			
職員総数	599					425									1,024	△ 108	
職員数	415	63	61	55	5	171	33	78	54	14	21	26	19	9	1,024		
区役所・行政C・支所	146	23	22	24	5	93	11	15	10	10	15	20	13	9	416		内訳 管理職 △ 36 管理職以外 △ 72
福祉事業所	173	17	14	17		51	9	11							292		
保健センター	34	16	19	14		19	13	11	10		2	2	2		142		
土木整備事務所	62	7	6			8		41	34	4	4	4	4		174		

再編案No.6	A区				B区					C区					計	R2との比較	
	区役所	行政センター			区役所	行政センター	支所			区役所	支所						
	中区	東区	南区	浜北区	西区	北区	舞阪	引佐	三ヶ日	天竜区	春野	佐久間	水窪	龍山			
職員総数	597				240					214					1,051	△ 81	
職員数	426	61	55	55	135	28	5	58	14	139	21	26	19	9	1,051		
区役所・行政C・支所	158	23	24	18	65	7	5	10	10	54	15	20	13	9	431		内訳 管理職 △ 30 管理職以外 △ 51
福祉事業所	176	17	17	14	42	8				28					302		
保健センター	34	14	14	15	22	13		10		16	2	2	2		144		
土木整備事務所	58	7		8	6			38	4	41	4	4	4		174		

再編案No.7	A区			B区					C区					計	R2との比較		
	区役所	行政センター		区役所	行政センター	支所			区役所	行政センター	支所						
	中区	東区	南区	西区	北区	舞阪	引佐	三ヶ日	浜北区	天竜区	春野	佐久間	水窪			龍山	
職員総数	493			239					315					1,047	△ 85		
職員数	377	61	55	135	28	5	57	14	150	90	21	26	19	9		1,047	
区役所・行政C・支所	132	23	24	65	7	5	10	10	78	15	15	20	13	9		426	内訳 管理職 △ 29 管理職以外 △ 56
福祉事業所	164	17	17	42	8				46	11						305	
保健センター	34	14	14	22	13		10		18	11	2	2	2			142	
土木整備事務所	47	7		6			37	4	8	53	4	4	4		174		

再編案No.10	A区		B区					C区	D区					計	R2との比較		
	区役所	行政センター	区役所	行政センター	支所			区役所	区役所	行政センター	支所						
	中区	東区	西区	北区	舞阪	引佐	三ヶ日	南区	浜北区	天竜区	春野	佐久間	水窪			龍山	
職員総数	285		251					178	344					1,058	△ 74		
職員数	228	57	133	39	5	60	14	178	191	78	21	26	19	9		1,058	
区役所・行政C・支所	69	19	60	12	5	10	10	84	89	15	15	20	13	9	430	内訳	管理職
福祉事業所	109	17	44	14				58	54	11					307		△ 22
保健センター	34	14	23	13		10		17	19	11	2	2	2		147		管理職以外
土木整備事務所	16	7	6			40	4	19	29	41	4	4	4		174		△ 52

再編案No.11	A区		B区		C区					D区					計	R2との比較	
	区役所	行政センター	区役所	行政センター	区役所	行政センター	支所			区役所	支所						
	中区	南区	東区	浜北区	西区	北区	舞阪	引佐	三ヶ日	天竜区	春野	佐久間	水窪	龍山			
職員総数	383		206		261					214					1,064	△ 68	
職員数	328	55	137	69	137	42	5	63	14	139	21	26	19	9	1,064		
区役所・行政C・支所	120	24	59	18	64	15	5	10	10	54	15	20	13	9	436	内訳	管理職
福祉事業所	137	17	54	13	44	14				28					307		△ 23
保健センター	34	14	17	14	23	13		10		16	2	2	2		147		管理職以外
土木整備事務所	37		7	24	6			43	4	41	4	4	4		174		△ 45

地域固有事務について

- 1 再編後の区役所支所（現第1種協働センター）約350業務について
 - ・現区役所で取り扱っている約500業務の内、現第2種協働センターでは、住民票、印鑑登録、税務の証明発行に加え、戸籍、福祉、国民年金の届出などのうち一般的な手続き103業務を取り扱っている。
 - ・現第1種協働センターでは103業務に加え、地域特性を配慮した地域固有業務を加えた約350業務を取り扱っている。
 - ・再編後の区役所支所（現第1種協働センター）では、従前と同じく約350業務を取り扱う。

2 区出先機関再構築の基本方針（平成23年11月）の抜粋

（P19-P20：③地域特性への配慮）

（1）舞阪協働センター

防災行政無線の管理運用や災害発生時に備えた地域住民との連携維持のため、防災業務を付加。また、地域住民の利便性確保のため、地域施設の利用許可・初期対応、地域固有事業支援業務を付加。

付加する業務	具体的な業務内容
防災業務	防災行政無線の管理運用、自主防災組織との連携等
公の施設の日常管理業務	地域施設の利用許可及び初期対応
地域固有事業支援	地域の特色や伝統を生かした行事等への支援業務

（2）引佐・三ヶ日協働センター

（1）の業務に加えて、社会福祉関係の窓口サービス業務、災害発生時の情報収集・報告業務を付加。さらに中山間地域を抱える引佐協働センターには、中山間地域振興業務、林道の簡易維持管理を付加。

付加する業務	具体的な業務内容
防災業務	防災行政無線の管理運用、自主防災組織との連携、被害情報の収集・報告等
公の施設の日常管理業務	地域施設の利用許可及び初期対応
地域固有事業支援	地域の特色や伝統を生かした行事等への支援業務
窓口サービス	介護保険、国保・年金異動、後期高齢者医療等の窓口サービス
中山間地域振興	中山間地域振興計画の事業推進（引佐地域のみ）
林道管理	林道の簡易な維持管理（引佐地域のみ）

(3) 春野・佐久間・水窪・龍山協働センター

天竜区役所から遠距離にあり、急峻な地形で形成される春野・佐久間・水窪・龍山協働センターでは、豪雨による山腹崩壊や道路決壊の発生の恐れがあることから、(1)(2)の業務に加えて、農林道の風水雪害の応急対応業務を付加するとともに、各地域が広域であることを考慮し、災害発生時の臨時ヘリポートの開設業務を付加。

付加する業務	具体的な業務内容
防災業務	防災行政無線の管理運用、自主防災組織との連携、被害情報の収集・報告、災害発生時の臨時ヘリポートの開設等
公の施設の日常管理業務	地域施設の利用許可及び初期対応
地域固有事業支援	地域の特色や伝統を生かした行事等への支援業務
窓口サービス	介護保険、国保・年金異動、後期高齢者医療等の窓口サービス
中山間地域振興	中山間地域振興計画の事業推進
環境対策の初期対応	一般廃棄物、環境公害等の応急対応
農林道管理	農林道の簡易な維持管理、風水雪害応急対応

区再編の効果、メリット・デメリットについて

⇒区再編の効果

地方自治法により設置が義務付けられている区や区役所は、組織や業務が固定化するため、人口減少や少子高齢化などにより激変する社会経済状況や市民ニーズに合わせ、市の裁量で臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できるしくみを構築できる。

・専門職の配置に関するメリット

土木技術職員や保健師などの特に高い専門性が求められる職種における、知識の継承や産育休取得者などの欠員対応については、職員を集約することにより、専門性の高いサービスを安定的に提供することが可能となる。

・市民サービス提供体制や住民自治に対するメリット

これまでの検討の中で、福祉分野の組織配置については、各区に設置している福祉事務所などを本庁直轄の事業所とすることにより、現場の意見を直接本庁の政策形成に反映しやすくなるとともに、部長から各窓口までの指揮命令系統が一元化され、本庁の政策立案機能の強化やサービスの提供水準の均質化を図ることを考えている。

具体的なサービス提供体制については、協働センターの機能強化によるコミュニティ支援の充実、現在の区役所庁舎など、身近な場所でのサービスを引き続き提供すること、福祉分野での相談、申請などに係るアウトリーチ、保健分野での子供から高齢者までを対象とする訪問サービスを提供することなどを提案している。

⇒天竜区について

・単独のメリット

急激な人口減少、林業の成長産業化等、地域の特性に応じた地域政策推進体制を強化できる。

・複合のデメリット

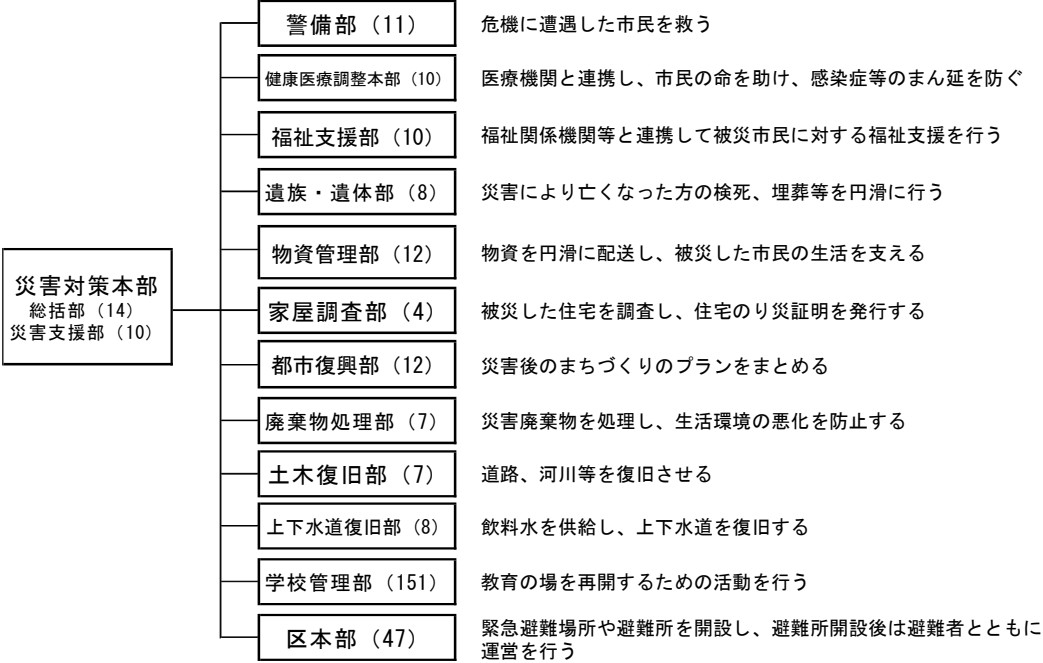
現在の区よりもさらに広域な面積を抱える区ができ、地域特性も大きく異なるため、バランスがとれた区政運営が困難になる場合がある。

⇒デメリット

区の名称が変更となる地域の皆様には住所録などの変更、企業の皆様には区名入りの印刷物の差し替えや看板の書き換えなどが一時的に必要なになる。

防災について

1 災害対策本部体制

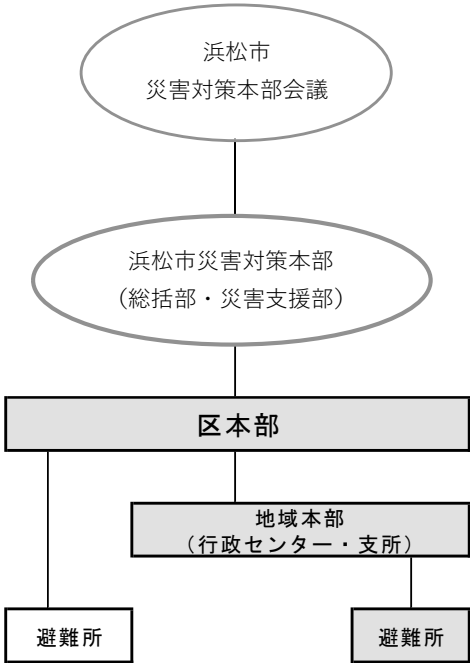


※ () は課相当の部署等の数

2 防災、災害時の行政センターの役割

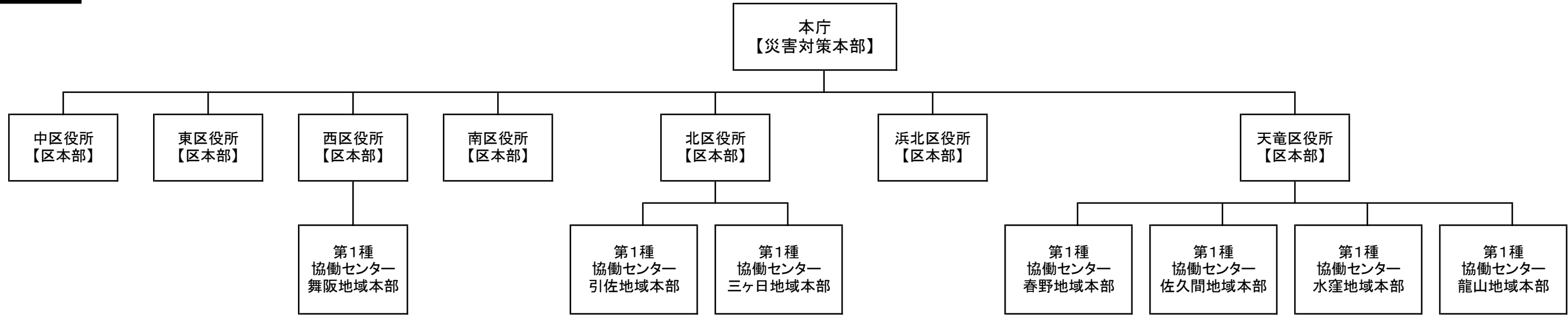
区役所と連携しエリア内の防災、災害対応を行う。

(連携のイメージ)

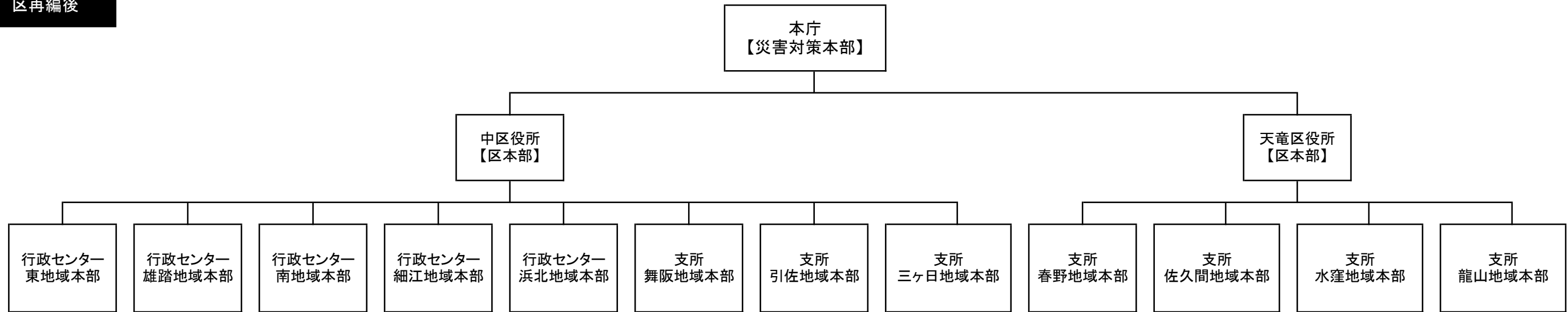


区再編に伴うNo.2(単独)案の防災体制イメージ

現行



区再編後



【災害時の役割等】

組織名	役割
災害対策本部	市内全域の情報の取りまとめ、災害対策本部の開催
区本部	避難所運営及び区内地域本部の情報を取りまとめ、災害対策本部へ報告
行政センター・支所	避難所運営及び行政センター・支所地域内の被害及び避難所等の情報を取りまとめ、区本部へ報告

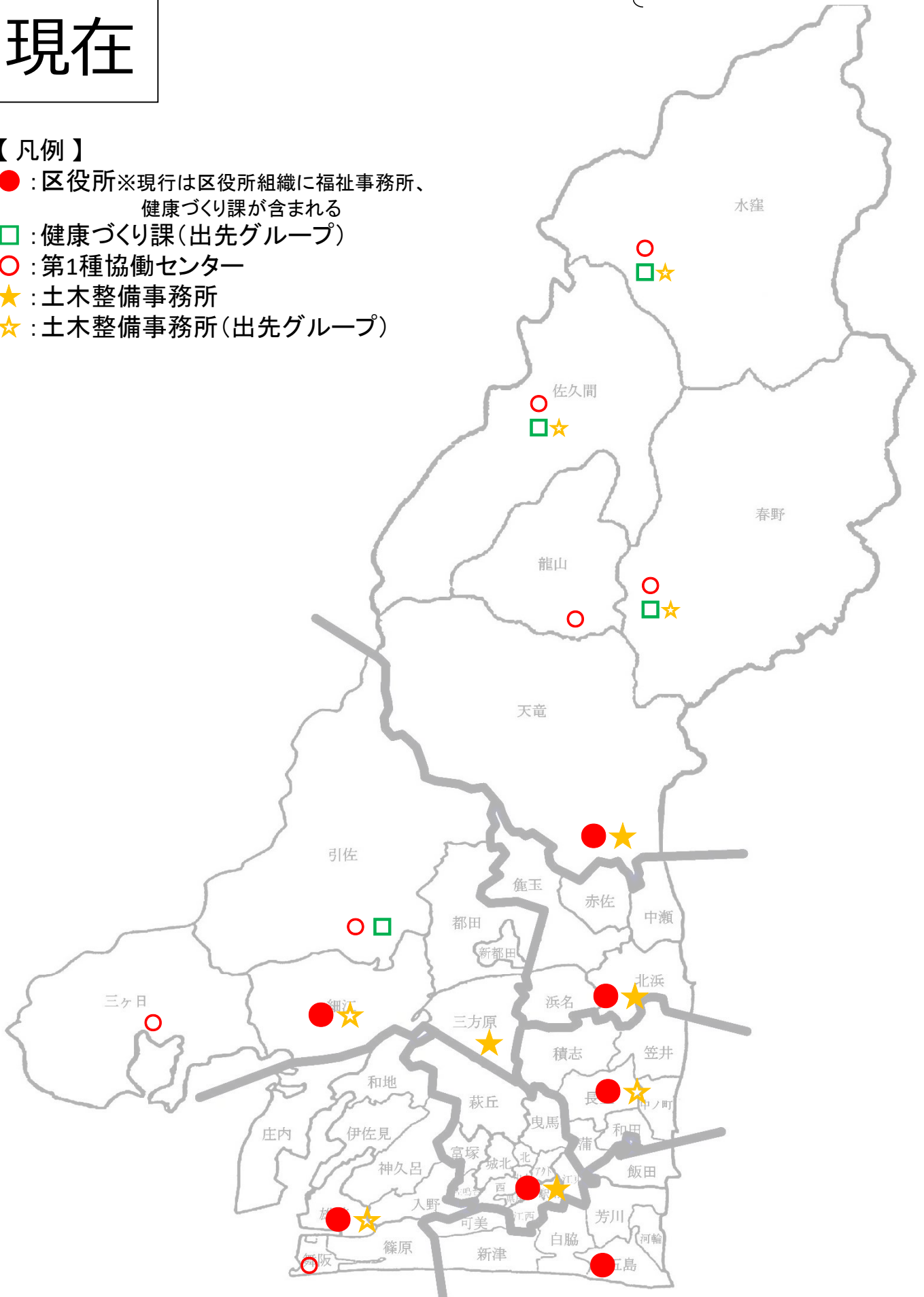
区割り案ごとの区役所、行政センター等の配置地図

追加資料 自民浜松 No.2、4、6
公明党 No.3

現在

【凡例】

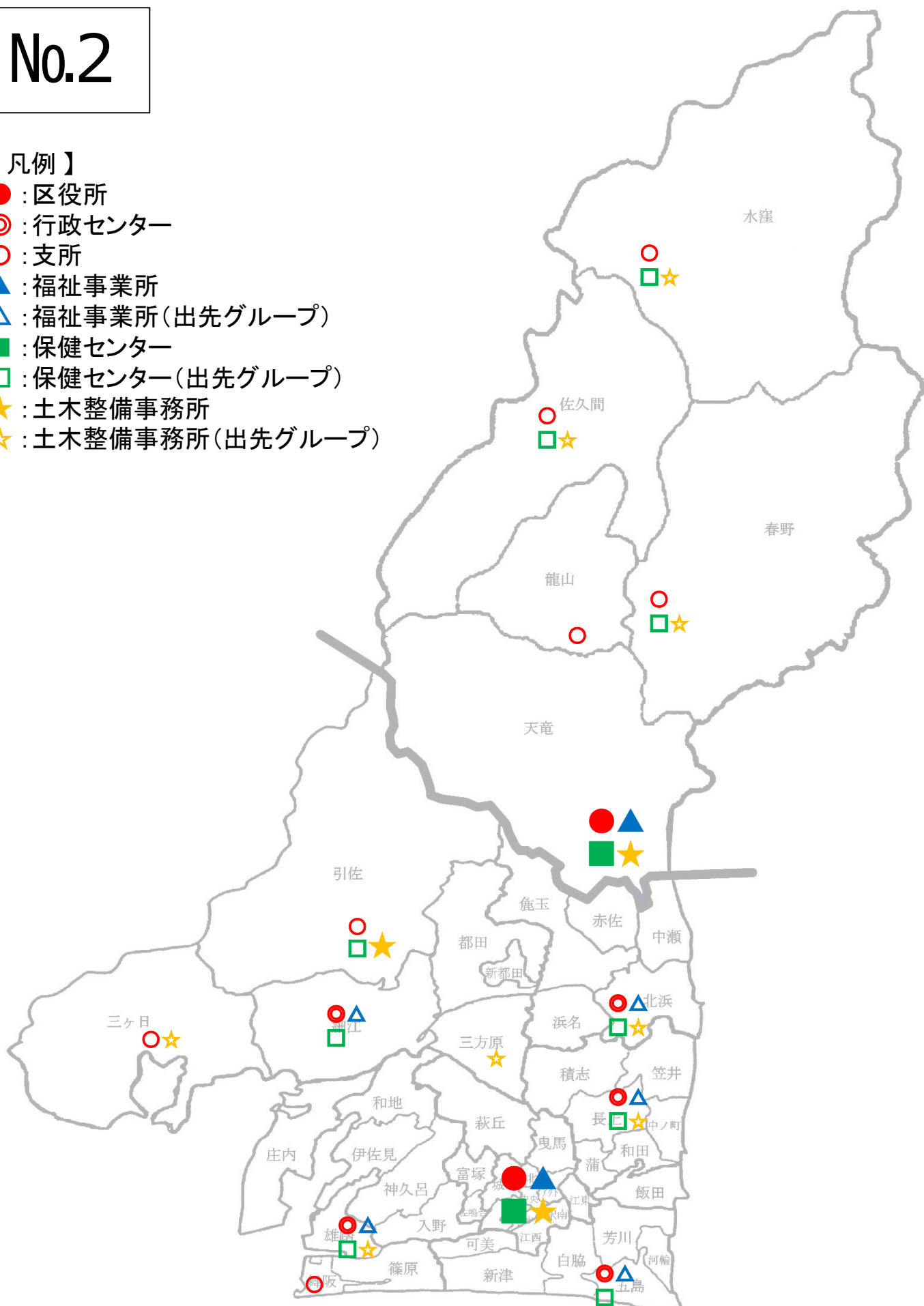
- : 区役所※現行は区役所組織に福祉事務所、健康づくり課が含まれる
- : 健康づくり課(出先グループ)
- : 第1種協働センター
- ★ : 土木整備事務所
- ☆ : 土木整備事務所(出先グループ)



No.2

【凡例】

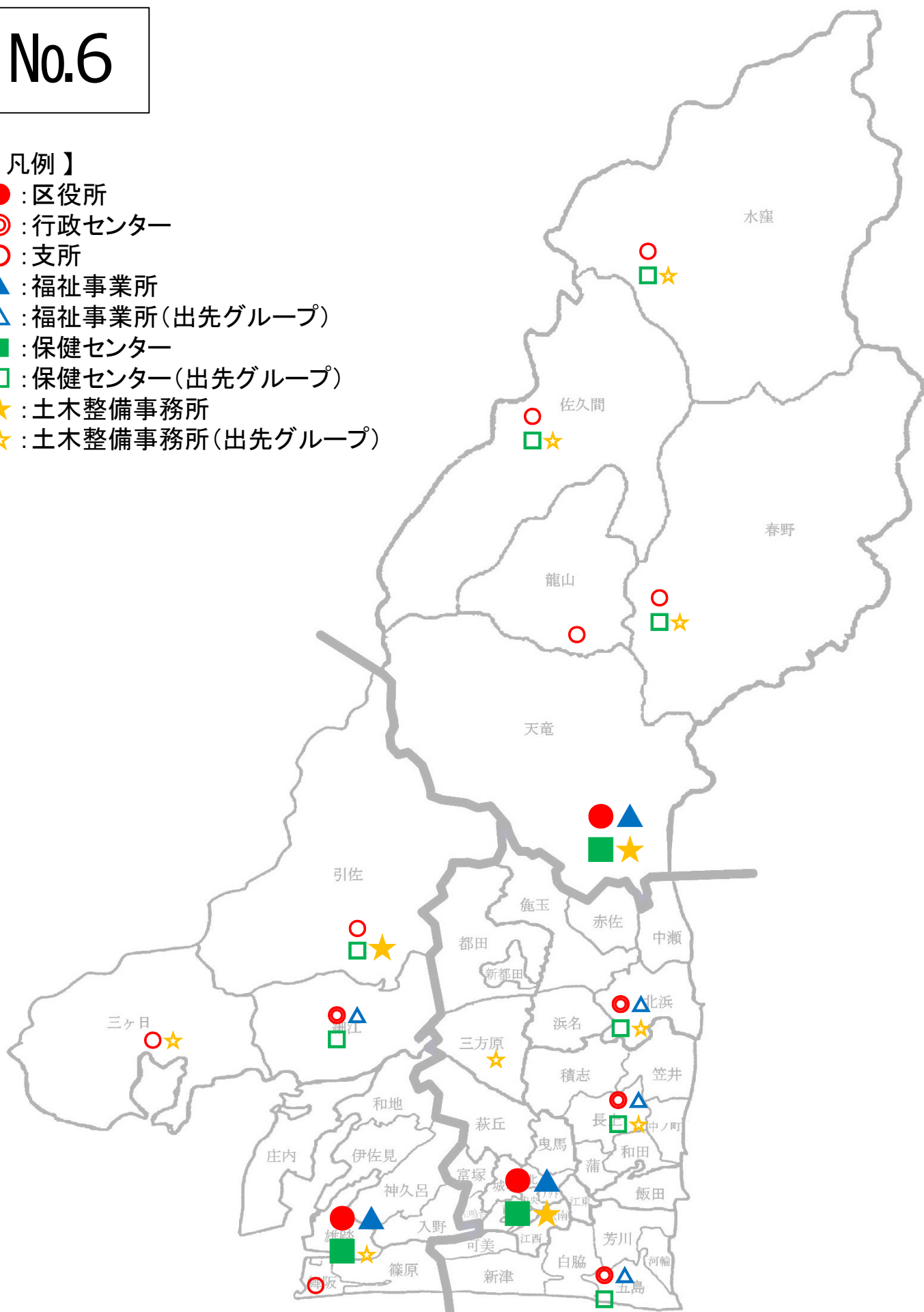
- : 区役所
- ◎ : 行政センター
- : 支所
- ▲ : 福祉事業所
- △ : 福祉事業所(出先グループ)
- : 保健センター
- : 保健センター(出先グループ)
- ★ : 土木整備事務所
- ☆ : 土木整備事務所(出先グループ)



No.6

【凡例】

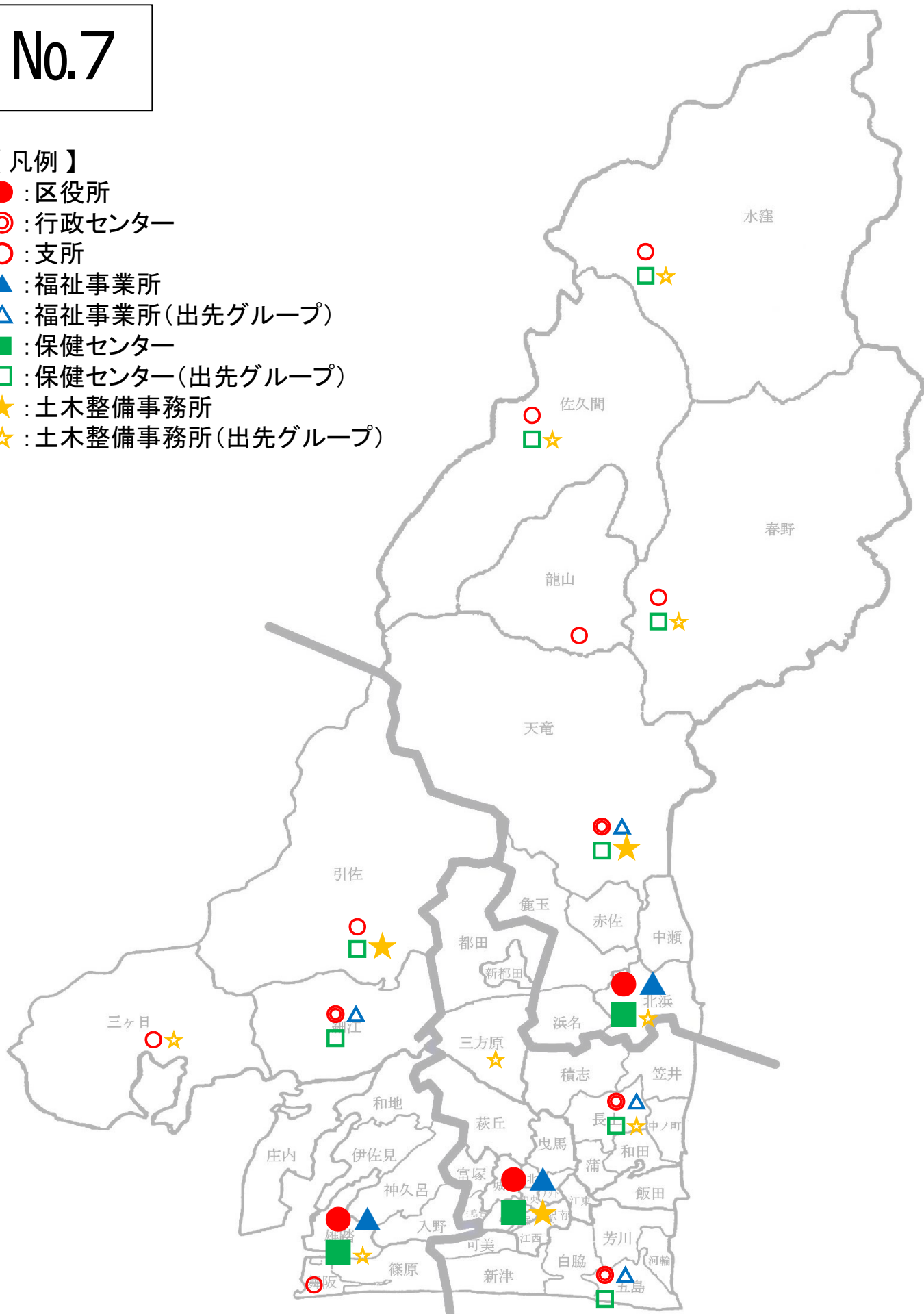
- : 区役所
- ◎ : 行政センター
- : 支所
- ▲ : 福祉事業所
- △ : 福祉事業所(出先グループ)
- : 保健センター
- : 保健センター(出先グループ)
- ★ : 土木整備事務所
- ☆ : 土木整備事務所(出先グループ)



No.7

【凡例】

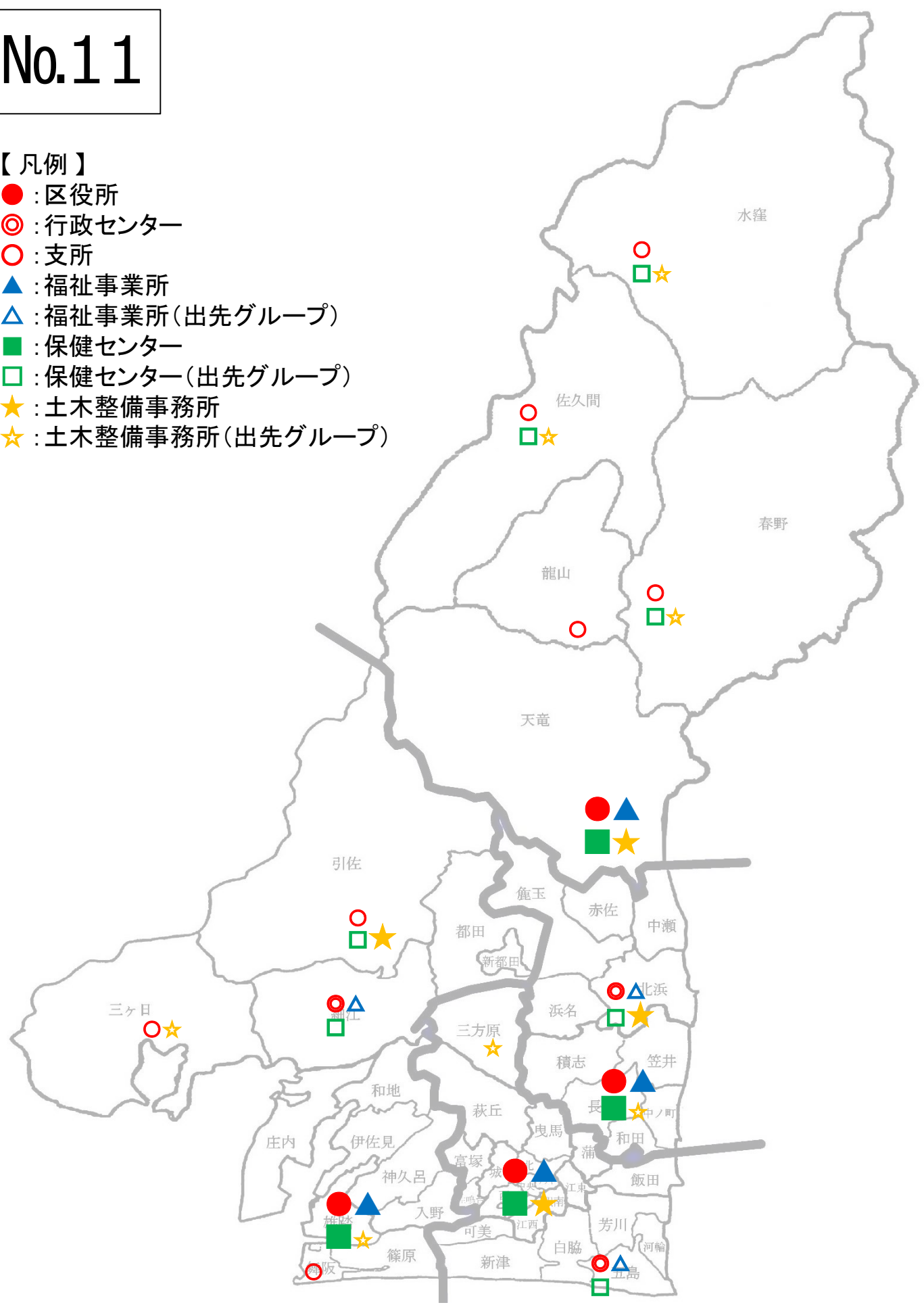
- : 区役所
- ◎ : 行政センター
- : 支所
- ▲ : 福祉事業所
- △ : 福祉事業所(出先グループ)
- : 保健センター
- : 保健センター(出先グループ)
- ★ : 土木整備事務所
- ☆ : 土木整備事務所(出先グループ)



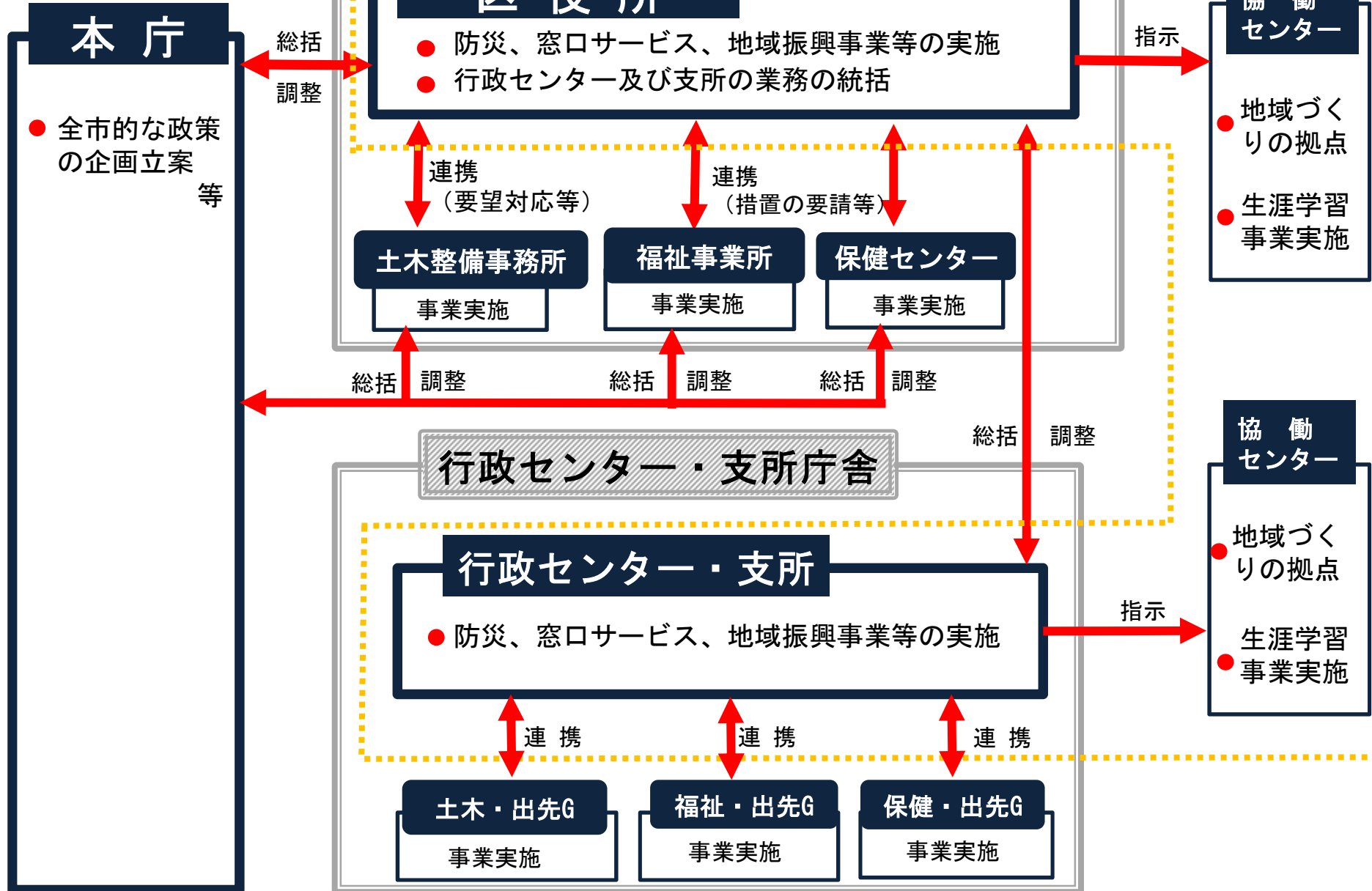
No.11

【凡例】

- : 区役所
- ◎ : 行政センター
- : 支所
- ▲ : 福祉事業所
- △ : 福祉事業所(出先グループ)
- : 保健センター
- : 保健センター(出先グループ)
- ★ : 土木整備事務所
- ☆ : 土木整備事務所(出先グループ)



業務関連
イメージ



浜松市のコンビニ交付サービスについて

令和2年度 証明書交付枚数（コンビニを含む有料分のみ）

コンビニ交付で発行可能な証明書		当市の 状況	交付枚数	全証明に対する 割合 ※2
戸 住 印	住民票の写し	○	345,406 枚	38.5%
	住民票記載事項証明	×	6,666 枚	0.7%
	印鑑登録証明	○	220,394 枚	24.6%
	戸籍	○	104,797 枚	11.7%
	戸籍（非住本籍地）※1	×		
	戸籍の附票	×	16,347 枚	1.8%
	戸籍の附票（非住本籍地）※1	×		
小計①			693,610 枚	77.4%
各 種 税 証 明	所得証明書	○	22,882 枚	2.6%
	課税証明書	○	63,393 枚	7.1%
	納税証明書	×	16,135 枚	1.8%
	固定資産税評価証明書	×	7,850 枚	0.9%
	固定資産税課税証明書	×	7,564 枚	0.8%
小計②			117,824 枚	13.1%
総計（①+②）			811,434 枚	90.5%

※1 現住所は浜松市外であるが、本籍地は浜松市で登録

※2 全証明書の交付枚数 896,443 枚（戸住印 771,115 枚、税 125,328 枚）

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例

平成18年12月1日

浜松市条例第78号

改正 平成21年2月27日浜松市条例第1号

平成21年9月4日浜松市条例第48号

(題名改称)

平成22年2月25日浜松市条例第1号

平成22年6月17日浜松市条例第34号

平成23年9月29日浜松市条例第46号

平成24年12月14日浜松市条例第61号

平成25年2月26日浜松市条例第1号

平成25年9月26日浜松市条例第46号

平成28年3月24日浜松市条例第16号

平成28年3月24日浜松市条例第17号

平成31年3月15日浜松市条例第21号

令和元年12月19日浜松市条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の名称、位置、所管区域及び分掌する事務に関し必要な事項を定めるとともに、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区協議会に関し必要な事項を定める。

(平21条例48・全改、平28条例16・一部改正)

(区の設定)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。

- (1) 中区
- (2) 東区
- (3) 西区
- (4) 南区
- (5) 北区
- (6) 浜北区

(7) 天竜区

2 前項の区の区域は、別表第1のとおりとする。

(区の事務所)

第3条 地方自治法第252条の20第2項の規定による区の事務所（以下「区役所」という。）の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(区役所の分掌事務)

第3条の2 区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) まちづくりに関する事項

(2) 社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項

(3) 子どもに関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項

(平28条例16・追加)

(区協議会の設置)

第4条 地方自治法第252条の20第7項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。

(平21条例48・平28条例16・一部改正)

(区協議会の名称及び区協議会委員の定数)

第5条 区協議会の名称及び区協議会の構成員（以下「区協議会委員」という。）の定数は、別表第3のとおりとする。

2 区協議会委員の定数を変更しようとするときは、当該区協議会の意見を聴かなければならない。

(区協議会委員の選任)

第6条 区協議会委員は、規則で定めるところにより、区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 市長は、区協議会委員の選任に当たっては、公平性、透明性、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情に配慮しなければならない。

(区協議会委員の任期)

第7条 区協議会委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区協議会委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

(平21条例48・平31条例21・一部改正)

(区協議会の会長及び副会長)

第8条 区協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。
- 3 会長は、区協議会の事務を掌理し、区協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長及び副会長の選任及び解任)

第9条 会長及び副会長は、区協議会委員の互選により定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、区協議会に出席する区協議会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(区協議会の責務)

第10条 区協議会は、当該区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。

(平23条例46・全改)

(区協議会の権限)

第11条 区協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 新市建設計画に関する事項
- (2) 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項

- (3) 基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項
 - (4) 区役所に係る予算編成に関する事項
 - (5) 大規模な組織改編に関する事項
 - (6) 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項
- 3 教育委員会は、区に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(平21条例48・平23条例46・一部改正)

(市及び市長等の責務)

- 第12条 市は、区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。
- 2 市長その他の市の機関は、前条各項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- 3 市長その他の市の機関は、前条各項に規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

(平23条例46・一部改正)

(区協議会の会議)

- 第13条 区協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、区協議会委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、区協議会委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席する区協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、議長は、区協議会委員として議決に加わる権利を有しない。
- 6 第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席する区協議会委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、区協議会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例48・一部改正)

(区協議会の委員会)

第14条 区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、区協議会委員のうちから区協議会において選任する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(区協議会の庶務)

第15条 区協議会の庶務は、当該区の区役所において行う。

(連絡調整)

第16条 区協議会は、規則で定めるところにより、区協議会相互の連絡調整を行うものとする。

(平21条例48・旧第29条繰上・一部改正)

(区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整)

第17条 市長は、第11条第2項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。

(平21条例48・旧第31条繰上・一部改正)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例48・旧第32条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(浜松市地域自治区の設置等に関する条例の廃止)

2 浜松市地域自治区の設置等に関する条例(平成17年浜松市条例第40号)は、廃止する。

(準備行為)

- 3 第6条第1項及び第19条第1項の規定による区協議会委員及び地域協議会委員の選任並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。
- 4 この条例の公布の際現にされている附則第2項の規定による廃止前の浜松市地域自治区の設置等に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定による地域協議会（浜松地域協議会及び浜北地域協議会を除く。）の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、当該地域協議会と同一の区域に置かれる地域協議会の地域協議会委員の選任について、前項の規定により行われているものとみなす。
- 5 この条例の公布の際現にされている旧条例第5条第1項の規定による浜北地域協議会の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、浜北区協議会の区協議会委員の選任について、附則第3項の規定により行われているものとみなす。

(会議の招集の特例)

- 6 この条例の施行後最初に行われる区協議会及び地域協議会の会議は、第13条第1項（第26条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成21年2月27日浜松市条例第1号）

この条例は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成21年9月4日浜松市条例第48号）

この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月25日浜松市条例第1号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の2第6項において準用する同法第9条第6項の規定による告示の日（平成22年3月16日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成22年6月17日浜松市条例第34号）

- 1 この条例は、平成22年10月4日から施行する。
- 2 浜松市佐久間・水窪霊きゅう自動車条例（平成17年浜松市条例第231号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成23年9月29日浜松市条例第46号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月14日浜松市条例第61号）

この条例は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成25年2月26日浜松市条例第1号）

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成25年9月26日浜松市条例第46号）

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日浜松市条例第16号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日浜松市条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成31年3月15日浜松市条例第21号抄）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物

の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月19日浜松市条例第39号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平21条例1・平22条例1・平24条例61・平25条例1・平25条例46・令元条例39・一部改正）

区	区域
中区	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町（1番地から1813番地までを除く。） 法枝町（1番地から210番地まで） 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海

	<p>老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁目 曳馬二丁目 曳馬三丁目 曳馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁目 和合北一丁目 和合北二丁目 和合北三丁目 和合北四丁目</p>
東区	<p>植松町 将監町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬師町 薬新町 安新町 安間町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四丁目 半田山五丁目 半田山六丁目</p>
西区	<p>西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄踏一丁目 雄踏二丁目 これらの町字に隣接する浜名湖</p>
南区	<p>渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺町 本郷町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 兎野町 御給町 下江</p>

	町 富屋町 西町 東町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福島町 松島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊子町 三島町 瓜内町 (1番地から1813番地まで) 白羽町 中田島町 寺脇町 福塚町 法枝町 (1番地から210番地までを除く。) 田尻町 新橋町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 卸本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町
北区	初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 三幸町 大原町 都田町 滝沢町 鷺沢町 根洗町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細江町気賀 細江町中川 細江町広岡 細江町三和 引佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒淵 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町栃窪 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町の場 引佐町三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 これらの字に隣接する浜名湖及び猪鼻湖
浜北区	寺島 中条 横須賀 高畑 西美蘭 東美蘭 油一色 本沢合 道本 沼 貴布祢 小林 善地 高蘭 竜南 新野 新堀 八幡 永島 上善地 小松 内野 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四大地 西中瀬一丁目 西中瀬二丁目 西中瀬三丁目
天竜区	二俣町二俣 二俣町大園 二俣町阿蔵 二俣町鹿島 二俣町南鹿島 山東 次郎八新田 大谷 船明 只来 横川 横山町 月 小川 相津 伊砂 大川 佐久 谷山 西雲名 東雲名 熊 神沢 大栗安 西藤平 東藤平 阿寺 芦窪 長沢 懐山 石神 上野 両島 青谷 渡ヶ島 米沢 日明 緑恵台 春野町領家 春野町堀之内 春野町胡桃平 春野町和泉平 春野町砂川 春野町大時 春野町長蔵寺 春野町石打松下 春野町田黒 春野町筏戸大上 春野町五和 春野町越木平 春野町田河内 春野町牧野 春野町花島 春野町杉 春

野町川上 春野町宮川 春野町気田 春野町豊岡 春野町石切 春野町小俣京丸 佐久間町浦川 佐久間町川合 佐久間町半場 佐久間町中部 佐久間町佐久間 佐久間町奥領家 佐久間町相月 佐久間町戸口 佐久間町上平山 佐久間町大井 水窪町奥領家 水窪町地頭方 水窪町山住 龍山町大嶺 龍山町戸倉 龍山町下平山 龍山町瀬尻
--

別表第2（第3条関係）

（平21条例1・平28条例17・一部改正）

名称	位置	所管区域
中区役所	浜松市中区元城町103番地の2	中区の区域
東区役所	浜松市東区流通元町20番3号	東区の区域
西区役所	浜松市西区雄踏一丁目31番1号	西区の区域
南区役所	浜松市南区江之島町600番地の1	南区の区域
北区役所	浜松市北区細江町気賀305番地	北区の区域
浜北区役所	浜松市浜北区貴布祢3000番地	浜北区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第3（第5条関係）

（平23条例46・一部改正）

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中区	中区協議会	20人以内
東区	東区協議会	20人以内
西区	西区協議会	25人以内
南区	南区協議会	20人以内
北区	北区協議会	25人以内
浜北区	浜北区協議会	20人以内
天竜区	天竜区協議会	25人以内